



Tax & Legal Services Newsletter

タイ国南部の洪水被災者を救済するための租税措置

タイ国内閣は、2017年1月1日から3月31日までの期間に寄附金管理機関、慈善団体あるいは私的機関を通じて行われる寄附に対し当該金額の150%の控除を認めるとする南部洪水被災者救済案を承認しました。法人所得税の計算においては資産もしくは現金での寄附が対象となりますが、個人所得税においては現金での寄附のみが対象となり、その他の寄附金と合算した控除限度額は当該納税者の課税所得金額の10%となります。

またタイ国内閣は、洪水被災者に対し2017年1月から2月までに迎える税務申告期限を2017年3月31日まで延長することを認めました。またこの延長期間中、ペナルティおよびサーチャージは課されません。

法人所得税（CIT）および石油所得税の計算における外貨の使用

タイ国内閣は、法人およびパートナーシップがCITおよび石油所得税の計算に外貨を用いることを可能とするタイ国歳入法および石油所得税法の改正案を承認しました。改正の概要は以下のとおりです。

タイ国歳入法の改正

- CITの計算に外貨を使用することを認める。ただし、当該法人は当該機能通貨を用いた会計処理を行わなければならない。

- 機能通貨を採用する前に、監査人により認証された関連する会計基準に準拠した方法に基づいて、タイ国通貨で記録された資産や負債を直前会計期間終了日において機能通貨に換算しなければならない。換算から生じる損益はCITの計算上、損金または益金に算入しない。
- 事業活動において使用された機能通貨は、税務申告書の作成および納税に際して、所得および費用が発生した期間においてタイ国中央銀行が計算し商業銀行が提示する平均売買レートによりタイバーツに換算されなければならない。換算から生じる損益はCITの計算上、損金または益金に算入しない。
- 税務計算上の繰越欠損金および控除税額は機能通貨に変換することなくタイバーツのままとする。
- 税務上の損益の計算に外貨を使用する法人もしくはパートナーシップは、歳入局長の承認を得なければならない。
- 当該改正は、2016年1月1日以降に開始する事業年度に遡って適用される。

石油所得税法の改正

- 石油所得税の収益、費用および純利益の計算に外貨を使用することを認める。ただし、会計記録の作成に外貨を使用する承認を得なければならない。
- 外貨からタイバーツへの換算は、規定された方法に準拠して行われなければならない。また歳入局長の承認を得なければならない。
- 収益、費用および純利益の計算に外貨を使用する石油事業者は、石油所得税の申告書の作成および納税に際して、タイ国中央銀行が計算し商業銀行が提示する平均売買レートにより当該申告期間の収益、費用および純利益/純損失の額を外貨からタイバーツに換算されなければならない。
- 納税のために外貨をタイバーツに換算することから生じる損益は、石油所得税の計算上、損益として扱われない。
- 石油所得税の計算上、各事業年度の納税額、繰越欠損金額および控除税額は、外貨に換算せずに収益、費用および純利益の計算に用いる。
- 会計処理にタイバーツを使用していた事業者の直前会計期間終了日における資産や負債の通貨換算もしくは移行期間における換算は、監査人により認証された関連する会計基準に準拠して行われなければならない。
- 当該改正は、2016年1月1日以降に開始する事業年度に遡って適用される。

石油所得税の事業閉鎖費用引当金の損金算入

タイ国内閣は、財務省省令が規定する条件および方法により、石油事業から生じる純利益の計算上、石油業法に基づく廃止措置費用引当金の損金算入を認める石油所得税法の改正を承認しました。

電子的な支払に関する租税措置

タイ国内閣は、電子的な方法による支払いを受領するための機器に係る費用およびデビットカードによる支払いを電子機器にて受領するための手数料の二重控除を認める、e-paymentに関する租税措置を承認しました。

(注) 本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文(タイ語)をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約850名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人8名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋
日本国公認会計士	日本国公認会計士	
パートナー	マネージャー	ダイレクター
Tel: 02 - 034 - 0000	Ext. 13399	Ext. 11676
Ext. 40119		

Anthony Visate Loh

**Business Tax & Indirect Tax,
Legal Services**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112
Email: aloh@deloitte.com

Darika Soponawat

**Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115
Email: dsoponawat@deloitte.com

Dr. Kancharat Thaidamri

Transfer Pricing & Business Tax

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com

Korneeka Koonachoak

**Business Tax (Business
Model Optimization)**

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122
Email: kcoonachoak@deloitte.com

Mark Kuratana

Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125
Email: mkuratana@deloitte.com

Stuart Simons

Transfer Pricing & Customs Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com

Wanna Suteerapornchai

Business Tax (M&A) & FSI

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144
Email: wsuteerapornchai@deloitte.com

Tax & Legal Services Newsletter January 2017

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more about our global network of member firms

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves four out of five Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients’ most complex business challenges. To learn more about how Deloitte’s approximately 225,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on Facebook, LinkedIn, or Twitter.

About Deloitte Southeast Asia

Deloitte Southeast Asia Ltd – a member firm of Deloitte Touche Tohmatsu Limited comprising Deloitte practices operating in Brunei, Cambodia, Guam, Indonesia, Lao PDR, Malaysia, Myanmar, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam – was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises.

Comprising 270 partners and over 7,300 professionals in 25 office locations, the subsidiaries and affiliates of Deloitte Southeast Asia Ltd combine their technical expertise and deep industry knowledge to deliver consistent high quality services to companies in the region.

All services are provided through the individual country practices, their subsidiaries and affiliates which are separate and independent legal entities.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

© 2017 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.